

議案第 95 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和35年三田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件		単位	占用料(円)	
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	電柱	1本につき1年	4,320	
	電気事業者が電線を添架する電柱 又は電話柱	1本につき1年	2,880	
	電話柱	1本につき1年	2,232	
	認定電気通信事業者が通信線を添 架する電柱又は電話柱	1本につき1年	1,488	
	その他の柱類	1本につき1年	180	
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1基につき1年	4,356	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	24	
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルに つき1年	24	
	路上に設ける変圧器	1基につき1年	1,764	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,440	
	広 告 塔	直径又は長辺1メートル、高 さ4メートル未満のもの	1基につき1月	3,684
		直径又は長辺1メートル、高 さ4メートル以上のもの	1基につき1月	7,356
	送電塔		占用面積1平方メ	3,600

			ートルにつき1年	
		郵便差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	1,620
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	地 下 埋 設 物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	144
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	216
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	288
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	432
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	576
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,008
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,440
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	2,880
		架 空 の 管 類		外径が0.07メートル未満のもの
外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			144
外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			216
外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			288
外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			432

	外径が0.30メートル以上 0.40メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	576	
	外径が0.40メートル以上 0.70メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,008	
	外径が0.70メートル以上 1.00メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,440	
	外径が1.00メートル以上 のもの	長さ1メートルに つき1年	2,880	
	マンホールその他これに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	3,600	
	地下埋設管へ の共同収容物	外径が0.05メ ートル未満のケー ブル	長さ1メートルに つき1年	72
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	軌道その他これに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	3,600	
法第3 2条第 1項第 4号に 掲げる 施設	アーケード	占有面積1平方メ ートルにつき1年	168	
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1月	120	
法第3 2条第 1項第 5号に 掲げる	地下室、地下街その他これらに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	2,952	
	上空に設ける通路その他これに類するもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	2,952	
	道路(地上)に接する通路その他こ	占有面積1平方メ	4,284	

施設	れに類するもの		一トルにつき1年		
	地下に設ける通路その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,952	
法第3条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1月	624	
法第3条第1項第7号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	表示面積1平方メートルにつき1月	176	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	356	
		電柱等既設占用物件に添架のもの	1枚につき1月	252	
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1枚につき1月	132	
	乗合自動車停留所標識		1本につき1年	2,340	
	標柱及び標識類		1本につき1月	300	
	アーチ	上空のみ占用のもの		1基につき1月	1,236
		柱の直径又は長辺が0.20メートル未満のもの		1基につき1月	2,460
		柱の直径又は長辺が0.20メートル以上のもの		1基につき1月	3,924
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	3,600	
工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占用物件	占用面積1平方メートルにつき1月	624		
	上空占用物件	占用面積1平方メートルにつき1月	252		

	広告併用街灯	1本につき1年	1,044
	車輪止め装置その他の器具	占用面積1平方メートルにつき1年	4,452
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	624円以内でその都度市長が定める額

#### 備考

- 1 電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者をいう。
- 2 認定電気通信事業者とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 車輪止め装置その他の器具とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第12号に掲げる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具をいう。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の道路占用料徴収条例の規定により占用の許可を受けている者の平成27年3月31日までの期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の道路占用料徴収条例別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に係る占用料の額については、当該各号に規定する表に定める額とする。

- (1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 付則別表第1
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 付則別表第2
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 付則別表第3

(三田市法定外公共物管理条例の一部改正)

4 三田市法定外公共物管理条例(平成16年三田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「別表第1及び別表第2に」を「使用料にあつては道路占用料徴収条例(昭和35年三田市条例第14号)に、産出物採取料にあつては別表に、それぞれ」に改め、同条第3項中「(昭和35年三田市条例第14号)」を削る。

第8条中「別表第1及び別表第2の」を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

付則別表第1(付則第3項関係)

占用物件		単位	占用料(円)
法第3	電柱	1本につき1年	3,408
2条第	電気事業者が電線を添架する電柱	1本につき1年	1,728
1項第	又は電話柱		
1号に	電話柱	1本につき1年	1,980
掲げる	認定電気通信事業者が通信線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	1,488
工作物	その他の柱類	1本につき1年	144
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1基につき1年	3,048
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	12
	路上に設ける変圧器	1基につき1年	1,488
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,176
広	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	1基につき1月	3,660
告			
塔	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	1基につき1月	7,320

		送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	3,600
		郵便差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	1,284
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	地 下 埋 設 物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	168
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	228
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	432
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	468
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,008
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,176
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	2,364
	架 空 の 管 類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	168
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	228
		外径が0.20メートル以上	長さ1メートルにつき1年	432



	0.30メートル未満のもの	つき1年		
	外径が0.30メートル以上 0.40メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	468	
	外径が0.40メートル以上 0.70メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,008	
	外径が0.70メートル以上 1.00メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,176	
	外径が1.00メートル以上 のもの	長さ1メートルに つき1年	2,364	
	マンホールその他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,600	
	地下埋設管への共同収容物	外径が0.05メートル未満のケーブル	長さ1メートルにつき1年	72
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	軌道その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,552	
法第3 2条第 1項第 4号に 掲げる 施設	アーケード	占有面積1平方メートルにつき1年	168	
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1月	120	
法第3 2条第 1項第 5号に	地下室、地下街その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	
	上空に設ける通路その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	

掲げる施設	道路（地上）に接する通路その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 0 4 8	
	地下に設ける通路その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 4 4 8	
法第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 2 4	
法第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 7 6	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 5 6	
		電柱等既設占用物件に添架のもの	1 枚につき 1 月	2 5 2	
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1 枚につき 1 月	1 3 2	
	乗合自動車停留所標識		1 本につき 1 年	2, 3 4 0	
	標柱及び標識類		1 本につき 1 月	2 0 4	
	アチ	上空のみ占用のもの		1 基につき 1 月	1, 2 3 6
		柱の直径又は長辺が 0.20 メートル未満のもの		1 基につき 1 月	2, 4 6 0
		柱の直径又は長辺が 0.20 メートル以上のもの		1 基につき 1 月	3, 6 6 0
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 6 0 0	
工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類	路面占	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 2 4		
	上空占	占用面積 1 平方メ	2 5 2		

するもの	用物件	一トルにつき1月	
広告併用街灯		1本につき1年	1,044
車輪止め装置その他の器具		占用面積1平方メートルにつき1年	4,452
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	624円以内でその都度市長が定める額

付則別表第2（付則第3項関係）

占用物件		単位	占用料(円)
法第3	電柱	1本につき1年	4,080
2条第	電気事業者が電線を添架する電柱	1本につき1年	2,064
1項第	又は電話柱		
1号に	電話柱	1本につき1年	2,232
掲げる	認定電気通信事業者が通信線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	1,488
工作物	その他の柱類	1本につき1年	168
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1基につき1年	3,648
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	24
	路上に設ける変圧器	1基につき1年	1,764
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,404
広	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	1基につき1月	3,684
告			
塔	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	1基につき1月	7,356

		送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	3,600
		郵便差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	1,536
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	地 下 埋 設 物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	192
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	264
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	432
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	552
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,008
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,404
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	2,832
		架 空 の 管 類		外径が0.07メートル未満のもの
外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			120
外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			192
外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			264
外径が0.20メートル以上	長さ1メートルにつき1年			432

	0.30メートル未満のもの	つき1年		
	外径が0.30メートル以上 0.40メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	552	
	外径が0.40メートル以上 0.70メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,008	
	外径が0.70メートル以上 1.00メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,404	
	外径が1.00メートル以上 のもの	長さ1メートルに つき1年	2,832	
	マンホールその他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,600	
	地下埋設管への共同収容物	外径が0.05メートル未満のケーブル	長さ1メートルにつき1年	72
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	軌道その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,600	
法第3 2条第 1項第 4号に 掲げる 施設	アーケード	占有面積1平方メートルにつき1年	168	
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1月	120	
法第3 2条第 1項第 5号に	地下室、地下街その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	
	上空に設ける通路その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	

掲げる施設	道路（地上）に接する通路その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 6 4 8	
	地下に設ける通路その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 9 2 8	
法第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 2 4	
法第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 7 6	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 5 6	
		電柱等既設占用物件に添架のもの	1 枚につき 1 月	2 5 2	
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1 枚につき 1 月	1 3 2	
	乗合自動車停留所標識		1 本につき 1 年	2, 3 4 0	
	標柱及び標識類		1 本につき 1 月	2 4 0	
	アチ	上空のみ占用のもの		1 基につき 1 月	1, 2 3 6
		柱の直径又は長辺が 0.20 メートル未満のもの		1 基につき 1 月	2, 4 6 0
		柱の直径又は長辺が 0.20 メートル以上のもの		1 基につき 1 月	3, 9 2 4
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 6 0 0	
工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類	路面占	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 2 4		
	上空占	占用面積 1 平方メ	2 5 2		

するもの	用物件	一トルにつき1月	
広告併用街灯		1本につき1年	1,044
車輪止め装置その他の器具		占用面積1平方メートルにつき1年	4,452
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	624円以内でその都度市長が定める額

付則別表第3（付則第3項関係）

占用物件		単位	占用料(円)
法第3	電柱	1本につき1年	4,320
2条第	電気事業者が電線を添架する電柱	1本につき1年	2,472
1項第	又は電話柱		
1号に	電話柱	1本につき1年	2,232
掲げる	認定電気通信事業者が通信線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	1,488
工作物	その他の柱類	1本につき1年	180
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1基につき1年	4,356
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	24
	路上に設ける変圧器	1基につき1年	1,764
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,440
広	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	1基につき1月	3,684
告			
塔	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	1基につき1月	7,356

	送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	3,600	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	1,620	
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	144
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	216
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	288
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	432
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	576
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,008
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	1,440
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	2,880
		架空の管類		外径が0.07メートル未満のもの
外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			144
外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			216
外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年			288
外径が0.20メートル以上	長さ1メートルにつき1年			432



	0.30メートル未満のもの	つき1年		
	外径が0.30メートル以上 0.40メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	576	
	外径が0.40メートル以上 0.70メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,008	
	外径が0.70メートル以上 1.00メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	1,440	
	外径が1.00メートル以上 のもの	長さ1メートルに つき1年	2,880	
	マンホールその他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,600	
	地下埋設管への共同収容物	外径が0.05メートル未満のケーブル	長さ1メートルにつき1年	72
法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	軌道その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,600	
法第3 2条第 1項第 4号に 掲げる 施設	アーケード	占有面積1平方メートルにつき1年	168	
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1月	120	
法第3 2条第 1項第 5号に	地下室、地下街その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	
	上空に設ける通路その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,952	

掲げる施設	道路（地上）に接する通路その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4, 2 8 4	
	地下に設ける通路その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 9 5 2	
法第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 2 4	
法第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 7 6	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 5 6	
		電柱等既設占用物件に添架のもの	1 枚につき 1 月	2 5 2	
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1 枚につき 1 月	1 3 2	
	乗合自動車停留所標識		1 本につき 1 年	2, 3 4 0	
	標柱及び標識類		1 本につき 1 月	2 8 8	
	アチ	上空のみ占用のもの		1 基につき 1 月	1, 2 3 6
		柱の直径又は長辺が 0.20 メートル未満のもの		1 基につき 1 月	2, 4 6 0
		柱の直径又は長辺が 0.20 メートル以上のもの		1 基につき 1 月	3, 9 2 4
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 6 0 0	
工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類	路面占	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	6 2 4		
	上空占	占用面積 1 平方メ	2 5 2		

するもの	用物件	一トルにつき1月	
広告併用街灯		1本につき1年	1,044
車輪止め装置その他の器具		占有面積1平方メートルにつき1年	4,452
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	624円以内でその都度市長が定める額